

(様式 1)

申請書類を作成した日付を記載してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

# 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書 (カテゴリーII 飛行)

新規     更新<sup>※1</sup>     変更<sup>※2</sup>

本記載例様式 1 の最後尾に記載されている※1 及び※2 の注記に従って使い分けてください。

〇〇航空局長 殿

東京航空局長又は大阪航空局長のいずれかを記載してください。

氏名又は名称    株式会社〇〇〇〇  
法人の場合は代表者の氏名    〇〇課長 航空 太郎  
住所    東京都〇〇区〇〇〇 1-2-3  
(連絡先)    TEL:03-\*\*\*\*-\*\*\*\*    Mail:\*\*\*@\*\*\*\*

申請内容について連絡をすることがありますので、アドレス及び電話番号を記載してください。

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による許可及び同法第 132 条の 86 第 3 項及び第 5 項第 2 号の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input checked="" type="checkbox"/> 空撮 <input type="checkbox"/> 報道取材 <input type="checkbox"/> 警備 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input checked="" type="checkbox"/> 測量 <input type="checkbox"/> 環境調査 <input type="checkbox"/> 設備メンテナンス <input type="checkbox"/> インフラ点検・保守 <input type="checkbox"/> 資材管理 <input type="checkbox"/> 輸送・宅配	
	<input type="checkbox"/> 趣味	飛行の目的が「趣味」「研究開発」の場合は、飛行の経路の特定が必要です。	
	<input type="checkbox"/> 研究開発		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
立入管理措置	<input checked="" type="checkbox"/> 補助者の配置 <input type="checkbox"/> 立入管理区画の設定 <input checked="" type="checkbox"/> 立入禁止区画の設定 <input type="checkbox"/> その他 ( )	「補助者の配置」「立入管理区画の設定」「立入禁止区画の設定」のいずれか若しくは複数の体制を実施してください。	
飛行の日時 <sup>※3</sup>	自：令和 7 年 3 月 24 日以降の許可・承認を取得した日 至：令和 7 年 3 月 31 日		
飛行の経路 <sup>※4</sup> (飛行の場所)	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番 (詳細は別添資料 1 のとおり)	飛行させる場所を具体的に記載してください。複数箇所ある場合は、全て記載ください。	
飛行の高度	地表等からの高度    50m    海拔高度    —    m		
申請事項及び理由	飛行禁止空域の飛行 (第 132 条の 85 関係)	<input type="checkbox"/> 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空機として国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称 ) <input type="checkbox"/> 150m までの高さで飛行する場合は「150m 未満」と記載するか、150m 未満の具体的な高度を記載ください。 <input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名	東京・大阪航空局長あて申請の場合は記載しないでください。

由	称 ) <input type="checkbox"/> 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域 <input type="checkbox"/> 地表又は水面から 150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m以内の空域を除く。） <input checked="" type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空						
	<b>【飛行禁止空域を飛行させる理由】</b> 飛行の目的のとおり。						
飛行の方法 (第 132 条の 86 関係)	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input checked="" type="checkbox"/> 人又は物件から 30m以上の距離 <input checked="" type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下						
	<b>【第 132 条の 86 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】</b> 飛行の目的のとおり。						
無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号	登録記号等	JU*****					
	<input checked="" type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、	複数機の場合は、「様式 2 のとおり」又は「別添 ○○ のとおり」とご記載ください。					
無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項	機体認証	変更申請であって、かつ、前回提出した書類の内容から変更がない場合は、対象となる書類は添付不要です。 新規又は更新申請の場合は、「別添資料のとおり」にチェックをし、対象となる書類を提出してください。変更申請であって、かつ、前回提出した書類の内容から変更がない場合は、「変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。」にチェックをしてください。					
	型式認証						
無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	無人航空機を飛行させる者		別添資料 3 (無人航空機を飛行させる者一覽) のとおり				
	技能証明	技能証明書番号					
		区分	<input type="checkbox"/> 一等		<input type="checkbox"/> 二等		
		種類					
		総重量					
	飛行の						

	※6	項	方法						
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 別添資料のとおり※7。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した※6。</p> <p><input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。</p>								
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 航空局標準マニュアルを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 航空局ホームページに掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアル（別添）を使用する。</p> <p>団体等名：( )</p> <p>飛行マニュアル名：( )</p> <p><input type="checkbox"/> リスク評価(別添)を使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。</p> <div data-bbox="730 622 1428 878" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>航空局標準マニュアルを使用する場合には、マニュアルは添付不要です。</p> <p>なお、独自の飛行マニュアルを使用する場合には航空局標準飛行マニュアル及び審査要領4-3-2を参考に作成の上、提出してください。独自の飛行マニュアルを使用する場合には、審査に時間を頂戴しております。</p> </div>								
その他参考となる事項	<p>【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】</p> <p>許可承認番号：○空運航第○○号</p> <p>許可承認日：令和○年○月○日</p> <p>※許可承認書の写しを添付すること。</p> <p>【第三者賠償責任保険】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 加入している（<input checked="" type="checkbox"/> 対人）</p> <p>保険会社名：○○○</p> <p>商品名：ドローン（フジコン）保険</p> <p>補償金額：（対人）1億円（対物）1億円</p> <p><input type="checkbox"/> 加入していない</p> <p>→ 賠償能力 <input type="checkbox"/> 有 内容（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p>【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果（航空法第132条の85第1項第1号に掲げる空域における飛行に限る。）】</p> <p><input type="checkbox"/> 空港設置管理者等</p> <p>調整機関名：( )</p> <p>調整結果：( )</p> <div data-bbox="837 1220 1535 1400" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>変更又は更新申請に限り、こちらへ現に有効な情報をご記載し、写しを添付してください。新規申請の場合は、過去に得ていた許可書承認番号等の記載は不要です。写しの添付も不要です。</p> </div>								

	<input type="checkbox"/> 空域を管轄する関係機関 調整機関名： 調整結果： <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 各都道府県を管轄する空港事務所は以下をご確認ください。  申請先：<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001110211.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001110211.pdf</a>  管轄する空港事務所：<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001515201.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001515201.pdf</a> </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 催し場所の上空における飛行では、申請前に主催者等との調整が必須です。 </div>	<b>【催しの主催者等との調整結果（催し場所上空の飛行に限る。）】</b> 催し名称：○○○大会 主催者等名：○○○組織委員会 担当者○○氏 調整結果：主催者等と飛行にあたっての安全を確保するために必要な体制について調整済み。
備考	<b>【緊急連絡先】</b> 担当者：○○ ○○ 電話番号：080-****-****

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号」、「無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3 次の飛行を行う場合は、飛行の日時を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の日時が特定できない場合には、期間及び時間帯を記載すること。
  - ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
  - ・催し場所の上空における飛行
- ※4 次の飛行を行う場合は、飛行の経路を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
  - ・航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行

- ・国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域における飛行
  - ・地表又は水面から 150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m以内の空域を除く。）における飛行
  - ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
  - ・夜間における目視外飛行
  - ・補助者を配置しない目視外飛行
  - ・催し場所の上空の飛行
  - ・趣味目的での飛行
  - ・研究開発目的での飛行
- ※5 機体認証書番号及び型式認証書番号の項目については、これらを有している場合にのみ記載する。その場合において（様式2）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。
- ※6 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合にのみ記載する。その場合において（様式3）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。なお、総重量は最大離陸重量とする。
- ※7 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

(様式2)

## 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

申請前にご使用になられる機体の登録記号並びにその有効期間について必ずご確認ください。

登録記号等	JU*****		
製造者名	〇〇株式会社	型式又は名称	JCAB-Mujin-type pro
総重量※ <sup>1</sup>	4.0kg		
機体認証書番号	<input type="checkbox"/> 第一種	型式認証書番号	<input type="checkbox"/> 第一種
	<input type="checkbox"/> 第二種		<input type="checkbox"/> 第二種
	<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が、使用条件等指定書の範囲内であることを確認した。		<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が、無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した。

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造の有無を記載し、「改造している」場合には、4. の項を記載すること。※<sup>2</sup>

改造の有無      :    改造していない    /     改造している (→4. を記載)

3. 個別の機体認証無人航空機において使用条件等指  
航空機において無人航空機飛行規程に従わない場合

改造していない場合  
 「改造していない」にチェックし、「4.」は無記入にしてください。  
 改造している場合  
 「改造している」にチェックし、「4.」の各項目について、確認結果をチェックしてください。

4. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又は改造を行っている場合に加え、機体認証無人航空機に該当しない場合又は型式認証無人航空機においては無人航空機飛行規程に従わない場合には、次の内容を確認すること。※<sup>3</sup>

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること(構造上、必要なものを除く。)	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
遠隔操作の機体※ <sup>4</sup>	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等)ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
自動操縦の機体※5	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず

- ※1 申請を行う飛行形態の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、最大離陸重量を記載すること。
- ※2 改造記録を証明する参照資料として、飛行日誌（点検・整備記録）の写しを添付することができる。
- ※3 4. の項を記載する場合には、無人航空機の運用限界（最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量及び最大使用可能時間等）及び無人航空機を飛行させる方法（点検・整備の方法を含む。）が記載された取扱説明書等を確認したうえで記載すること。
- ※4 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
- ※5 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。



(様式3)

## 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者	別添資料3 (無人航空機を飛行させる者一覧) のとおり				
無人航空機 操縦者 技能証明	技能証明書番号				
	区分				
	限定事項	種類			
		総重量※ <sup>1</sup>			
	飛行の方法				
□申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。					

様式3は飛行させる者全員分を作成する必要がありますが、「適/否」の確認結果が同一の者は一つの様式3に氏名を纏めて記載するか、「 」に別添資料3 (無人航空機を飛行させる者一覧) のとおりと記載しても構いません。確認結果が異なる者については様式3を飛行させる者毎に作成してください。

		確認事項	確認結果
飛行経歴		無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。 ※ <sup>2</sup>	■適 / □否
知識		航空法関係法令に関する知識を有すること。	■適 / □否
		安全飛行に関する知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛行ルール (飛行の禁止空域、飛行の方法)</li> <li>・気象に関する知識</li> <li>・無人航空機の安全機能 (フェールセーフ機能 等)</li> <li>・取扱説明書等に記載された日常点検項目</li> <li>・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目</li> <li>・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制</li> <li>・飛行形態に応じた追加基準</li> </ul>	■適 / □否
能力	一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の安全確認 (第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等)</li> <li>・燃料又はバッテリーの残量確認</li> <li>・通信系統及び推進系統の作動確認</li> </ul>	■適 / □否
	遠隔操作の機体※ <sup>3</sup>	GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	■適 / □否
		GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上昇</li> <li>・一定位置、高度を維持したホバリング (回転翼機)</li> <li>・ホバリング状態から機首の方向を90°回転 (回転翼機)</li> <li>・前後移動</li> <li>・水平方向の飛行 (左 遠隔操作を行う場合のみ記載して下さい。)</li> <li>・下降</li> </ul>	■適 / □否
	自動操縦の機体※ <sup>4</sup>	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	■適 / □否
飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させることができるよう、適切に操作介入ができること。		■適 / □否	

遠隔操作を行う場合のみ記載して下さい。

自動操縦を行う場合のみ記載して下さい。

※<sup>1</sup> 総重量は最大離陸重量とする。

※<sup>2</sup> 飛行経歴を証明する参照資料として、飛行日誌 (飛行記録) の写しを添付することができる。



- ※3 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。
- ※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

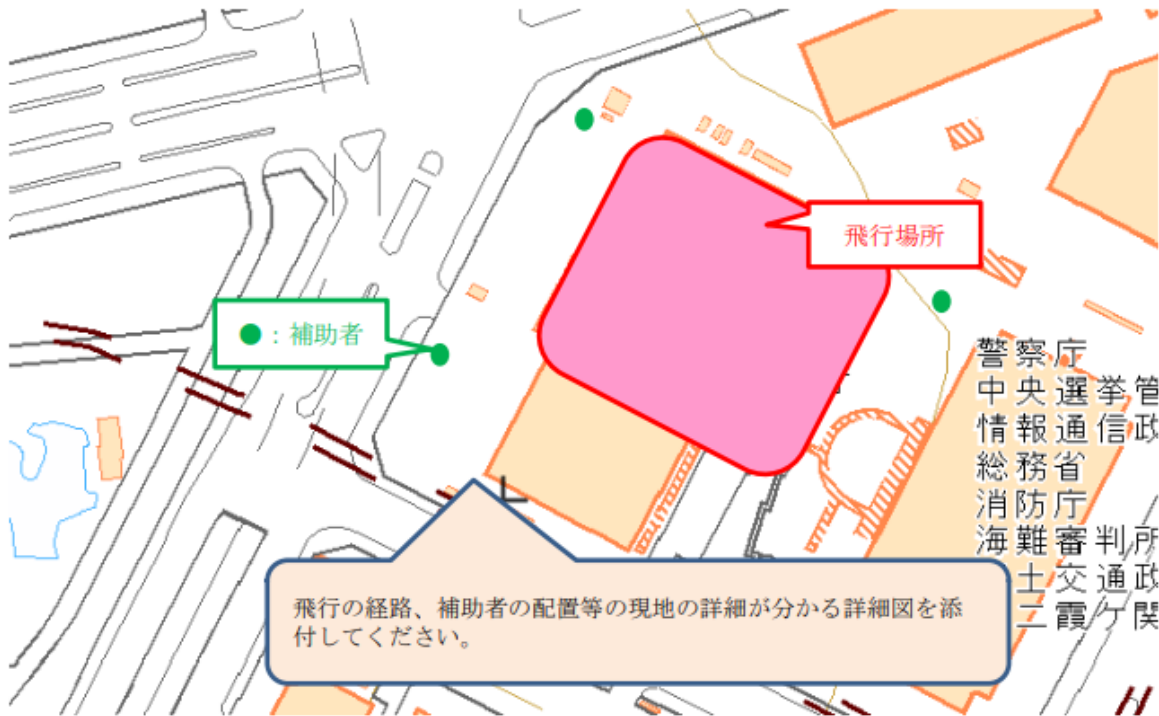
項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

飛行の経路（催し場所上空以外）

※飛行経路や立入管理措置を確認します。

飛行の経路や立入管理措置の図に、コメントが重ならないように作成してください。



(国土地理院の地図をもとに作成)

### 飛行の経路（催し場所上空）

※飛行経路や立入管理措置を確認します。

飛行の経路や立入管理措置の図に、コメントが重ならないように作成してください。

催し場所上空の飛行の場合には、「飛行範囲」「立入禁止区画」「水平距離」「観客の位置」「補助者の位置」「飛行高度」を図の説明を交えて図示して下さい。  
 ※使用する地図の縮尺（スケールバー）がわかるように表示させて下さい。



(国土地理院の地図をもとに作成)

#### ※立入禁止区画の設定基準

飛行の高度	立入禁止区画
20m 未満	飛行範囲の外周から <u>30m</u> 以内の範囲
20m 以上 50m 未満	飛行範囲の外周から <u>40m</u> 以内の範囲
50m 以上 100m 未満	飛行範囲の外周から <u>60m</u> 以内の範囲
100m 以上 150m 未満	飛行範囲の外周から <u>70m</u> 以内の範囲

### **【催し場所上空における飛行について】**

立入禁止区画内に、道路や建物が含まれる場合は、第三者が出入りしないためどのような対策を行うのか記載してください。

(例：立入禁止区画内の道路や建物に第三者が出入りしないよう、補助者を配置し注意喚起を行う、ロープを張って立入禁止区画が明確となるようにする、道路について催しの際は通行止めとする 等)

### **【夜間（日没後～日の出前）に係る催し場所上空の飛行について】**

花火大会の撮影等、夜間における催し場所上空の業務飛行については、「夜間飛行」「催し場所上空の飛行」の承認申請が必要となる関係上、【立入禁止区画】の設定方法が複雑になります。

航空局標準マニュアルに基づき飛行を行う場合、夜間飛行では《飛行高度と同じ距離の半径の範囲》を【立入禁止区画】として設定する必要があります。

従って、花火大会など夜間に実施する催し場所上空の飛行については、以下の立入禁止区域の距離を設定する必要があります。

- ◆高度 40m 以下で飛行させる場合 → 「催し場所上空」を飛行させる場合の立入禁止区画範囲を準用
- ◆高度 40m を超えて飛行させる場合 → 「夜間飛行」を実施する場合の立入禁止区画範囲を準用（高度と同じ距離の立入禁止区画を設定）

<例>高度 100m で飛行させる場合の立入禁止区画は『100m』。  
飛行経路図作成時ご注意ください。

無人航空機の追加基準への適合性

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“C”が記載されている無人航空機の場合

申請する項目のみ記載してください。

- 人又は家屋の密集している地域の上空を飛行（第三者上空の飛行以外）
- 人及び物件との距離30mを確保できない飛行（第三者上空の飛行以外）

基準	確認結果
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有すること。	■適 / □否
	代替的安全対策

「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため、省略が可能です。  
この記載そのものを省略しても差し支えありません。

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。  
確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。  
（「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。）

- 催し場所上空での飛行（第三者上空の飛行以外）

基準	確認結果
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有すること。	■適 / □否
	代替的安全対策
想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有すること。	■適 / □否
	代替的安全対策

「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため、省略が可能です。  
この記載そのものを省略しても差し支えありません。

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“C<sup>注1</sup>（注1）プロペラガードを装備した場合に限る”が記載されている無人航空機の場合

申請する項目のみ記載してください。

○人又は家屋の密集している地域の上空を飛行（第三者上空の飛行以外）

○人及び物件との距離30mを確保できない飛行（第三者上空の飛行以外）

基準	確認結果
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有すること。	■適 / □否
	代替的安全対策

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。  
 確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。  
 （「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。）

○催し場所上空での飛行（第三者上空の飛行以外）

基準	確認結果
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有すること。	■適 / □否
	代替的安全対策
想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有すること。	■適 / □否
	代替的安全対策

無人航空機を飛行させる者一覧

No.	氏名	住所
1	航空 二郎	東京都〇〇区〇〇〇 1-2-3
2	航空 三郎	.....
3	航空 四郎	.....
4		
5		



夜間飛行、目視外飛行、物件投下の申請を行う場合は、審査要領に定める基準に適合しているか確認の上、確認結果を記載してください。

※許可や承認を求める事項に応じて、必要な部分を抽出して（不要な部分は削除して）資料を作成してください。

(例) 訓練のため、目視外飛行を行う場合

別添資料4

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

以下のとおり、飛行させる者は飛行経験を有しており飛行マニュアルに基づいた飛行訓練を実施している。

飛行させる者全員分を作成する必要がありますが「適/否」の確認結果が同一の者は一つの別添資料3（無人航空機を飛行させる者一覧）のとおりと記載しても構いません。確認結果が異なる者については飛行させる者毎に作成してください。

飛行させる者： 別添資料3（無人航空機を飛行させる者一覧）のとおり

○目視外飛行

基準	確認結果
モニターを見ながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができると及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input checked="" type="checkbox"/> 否

なお、許可等を求める飛行形態（夜間飛行、目視外飛行、物件の投下）について、過去の飛行実績及び訓練実績のない飛行形態がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

飛行形態	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明
<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input checked="" type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 物件の投下	<p><input checked="" type="checkbox"/> 訓練のための申請であり、無人航空機を飛行させる者又はその関係者の管理下において第三者が立ち入らないよう措置された場所において行うものである。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務のための申請であるが、飛行マニュアルに基づいた訓練を屋内又は訓練のために許可」「等を受けた場所にて実施した後に業務のための飛行を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ※具体的な代替的な安全対策を記載すること ( )</p>

確認結果が「否」の場合は、代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことを説明が必要です。また、複数該当する場合は、複数にチェックをしてください。

## 飛行マニュアル

「航空局標準飛行マニュアルを使用する」と申請書 様式 1 の「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」に明記された場合は提出不要です。

なお、独自の飛行マニュアルを使用する場合に航空局標準飛行マニュアル及び審査要領 4-3-2 を参考に参考の上、提出してください。独自の飛行マニュアルを使用する場合には、審査に時間を頂戴しております。